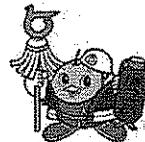


第1回原子力安全対策プロジェクトチーム会議 ～原子力災害対策特別措置法改正案の閣議決定を受けて～

【日時】平成24年1月31日 15:30～
【場所】県庁第2庁舎 災害対策室ほか



内 容

あいさつ

- 1 島根原子力発電所の現状
- 2 関議決定の内容等
 - (1)環境省設置法の改正案
 - (2)原子力災害対策特別措置法の改正案
 - (3)島根原発に係る安全協定等の締結
- 3 鳥取県等への影響とその対応
 - (1)今までの対応
 - (2)今後の対応
 - (3)新たな課題
 - (4)市町村の対応等
 - (5)プロジェクトチーム設置
- 4 その他

1(1) 島根原子力発電所の現状

1 1号機及び2号機の定期検査状況

- | | |
|-------------|-----------------------|
| ○1号機(46万kW) | 平成22年11月8日～ 第29回定期検査中 |
| ○2号機(82万kW) | 平成24年1月27日～ 第17回定期検査中 |

2 3号機の建設状況

(1) 運転開始予定期の推移

- ・当初計画：平成23年12月
- ・平成23年5月31日発表：未定(福島原発事故を踏まえた安全対策のため)

(2) 工事進捗率

- ・93.6% (平成23年4月末時点)
※現時点では、安全対策のため建設工程が確定せず工事進捗率は算出不可

3 ストレステストの実施状況

(1) 1次評価(定期検査中で起動準備の整った原子力発電所について安全裕度を評価するもの)の国への報告予定期

当初から1次評価の国への報告予定期は未定。

(2) 2次評価(全ての原発を対象に総合的な安全を評価)の国への報告予定期

当初、1, 2, 3号機の安全性に関する総合評価(2次評価)について、平成23年12月に国へ報告できるように準備されていたが、他電力事業者の審議状況を踏まえるために報告予定期は延期され、現在は未定。

1(2) 島根原子力発電所の現状

留意点

○1号及び2号機は、定期検査により原子炉は停止しているが、燃料プール内では核燃料を冷却保管し続ける必要がある

<中国電力・安全管理及び緊急対応等>

- 24時間体制で施設管理、安全対策の徹底
- 原子炉施設等の故障など緊急時等の復旧対応 等

<鳥取県、米子市、境港市等・・住民の安全・安心の確保>

●情報提供

- ・平常時情報(定期検査の実施状況等)や運転原子炉施設等の故障などの異常時情報等については、迅速に市町村等に連絡。
- ・平常時モニタリング情報について、県HP等で情報提供

●緊急対応

住民の安全及び周辺環境等に影響がでるような場合には、24時間体制で現地確認等を実施 ※異常時連絡は、速やかに県HP(携帯電話でも閲覧)

<緊急事象への対応事例>

- 1/27、2号機で運転上の制限の逸脱に係る事象が発生
- 安全協定に基づく、現地確認を県(危機管理局、西部総合事務所)、米子市、境港市が実施(21時25分～翌0時43分)

※原子炉内の中性子計測装置4個全てが動作不能となる。

2 閣議決定の内容等

(1) 環境省設置法の改正案

(2) 原子力災害対策特別措置法の改正案

(3) 中国電力との島根原発安全協定等の概要

2 (1) 環境省設置法の改正案

○環境省に『原子力規制庁』を設置

・危機管理体制を整備

「緊急事態対策監」(オンサイト対策)

「原子力地域安全総括監」(オフサイト対策)

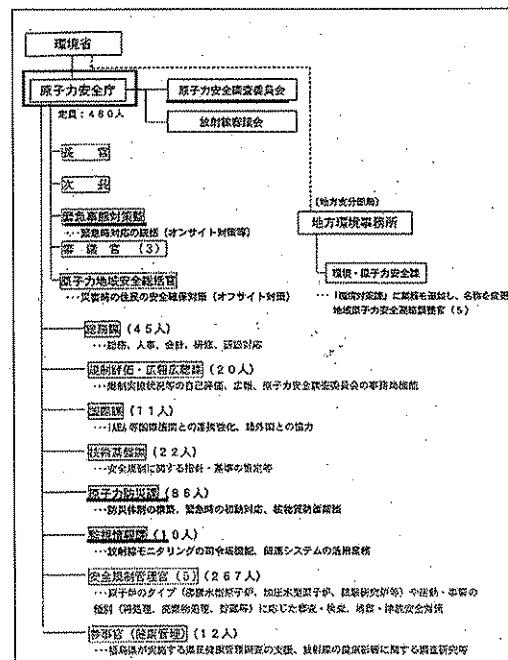
危機管理ユニット(原子力防災課、監視情報課)

を庁内に設置

・規制の独立性を担保する監視機関の整備

「原子力安全調査委員会」を庁内に設置

□原子力規制庁の組織(案) (国会議資料から抜粋)



2 (2) 原子力災害対策特別措置法の改正案

○原子力災害予防対策の充実(EPZ見直しへの対応)

「関係周辺都道府県・市町村」の用件を改正

【改正原災法第7条第2項 抜粋】

『原子力事業所の区域をその区域に含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県及び
これに準ずるものとして政令で定める要件に該当する都道府県の都道府県知事(「関係周辺
都道府県知事」)に協議しなければならない。この場合において関係周辺市町村長の意見を聞く』

↓
⇒鳥取県は「これに準ずるものとして政令で定める要件に該当する都道府県知事」
に該当し、関係周辺都道府県となる。(国に聞き取り)

⇒米子市、境港市は関係周辺市町村となる見込み(現行原災法の改正なし。政令で
定める要件が改正見込み)

【関係周辺都道府県が行う主な業務】

- 原子力事業者防災業務計画の協議(法第7条第2項)
- 特定事象の通報の受信(法第10条第1項)
- 原子力緊急事態宣言時の災害対策本部の必要的設置(法第22条)
- 原子力事業者への業務報告の収集(第31条)
- 立入検査(第32条)

【関係周辺市町村が行う主な業務】

- 原子力事業者防災業務計画の協議に係る知事への意見(法第7条第2項)
- 原子力緊急事態宣言時の災害対策本部の必要的設置(法第22条)
- 居住者・滞在者等への避難指示(法第27条第2項)
- 事後対策実施区域の警戒区域設定、事後対策従事者以外の立入制限等(法第27条第4項)

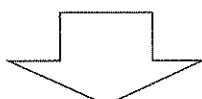
2 (2) 原子力災害対策特別措置法の改正案

○原子力防災指針の法定化

・環境大臣による原子力防災指針の策定を法定化し、各自治体等による
原子力災害対策の実施に係る専門的・技術的事項を規定。(法第6条の2)

「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定に関する事項」等を規定。

3月予定の原子力安全委員会による中間とりまとめのうち、検討が終了し方向性が具体的になった事項(EPZに代わりUPZ: 30kmを設定)を指針に反映し、4月に改定予定。

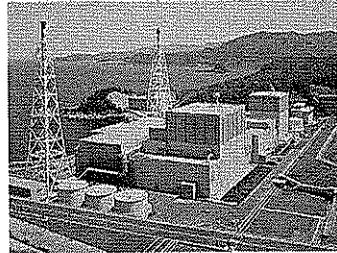


鳥取県、米子市、境港市は、「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」に
位置づけられる見込み。

2 (3) 島根原発に係る安全協定等の概要

昨年12月25日に鳥取県、米子市、境港市と中国電力とは安全協定等を締結。

- ①原子炉施設の重要な変更等に係る計画への意見
- ②発電所への現地確認及び意見
- ③平常時・異常時連絡等の市町村及び必要に応じた関係自治体等への連絡
- ④鳥取県内の環境放射線等測定の計画及び実施
- ⑤損害の補償
- ⑥国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じた際の協定改定に係る協議



3 鳥取県等への影響とその対応

(1) 今までの対応

(2) 今後の対応

- ア EPZ拡大に伴う内容
- イ 原災法改正に伴い新たに追加される内容
- ウ 安全協定締結による内容

(3) 新たな課題

(4) 市町村の対応等

(5) プロジェクトチーム設置

3 (1) 今までの対応

(1) 平常時モニタリング(生活環境部)

- ・ 放射線測定(6/14から週1回県内5カ所で実施)
- ・ モニタリングポスト5台(水準調査用)整備中

(2) 緊急被ばく医療体制の整備(福祉保健部・病院局)

- ・ 医療関係者等との被ばく医療体制の構築

(3) 防災対策資機材の整備(危機管理局・総合事務所等)

- ・ 放射線測定器、防護服等

(4) 原子力防災訓練・研修(危機管理局・各部局・総合事務所、警察、消防、自衛隊、市町村等)

- ・ 本部運営訓練、緊急モニタリング、救護所、スクリーニング訓練等を実施

- ・ 2/16島根県と合同で訓練準備中

(5) 交通の確保に関する体制の整備(警察本部)

※人形峠での対応含む。

3 (2) ア① 県の地域防災計画の改定

○改正原子力災害特別措置法

- ・ 原子力災害予防対策の充実(EPRの拡大への対応)
- ・ 防災指針の改定・法定化後、半年程度の経過期間内に地域防災計画を改定

○当面の改定(～9月頃)

- ・ 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲拡大(UPZ等)等：境港市、米子市)

○その後の改定(～時期未定)

- 改正原災法に基づく防災基本計画、防災指針の改定を踏まえた改定
- ①計画の基本とするべき原子力災害(放射性物質又は放射線の放出)の想定
 - ②災害予防(中国電力との防災業務計画に関する協議、立入検査と報告の微収、情報の収集・連絡体制等、災害応急体制、避難収容活動体制、緊急輸送活動体制、救助・救急、医療、消火及び防護資機材等)
 - ③異常時の対策(環境放射線及び発電所の異常時の対策)
 - ④災害応急対策(災害対策本部体制等の整備、オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等への参加、屋内退避、避難収容活動等の防護活動)
 - ⑤災害復旧

3 (2) ア①地域防災計画で定める主な事項（想定）

区分・項目	内容
総則に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ①計画の作成又は修正に際し尊重するべき指針 ②防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 ③計画の基礎とするべき原子力災害の想定
	<ul style="list-style-type: none"> ・防災指針の名称、位置づけ等の見直しが必要等 ・EPZに代えて、PAZ及びUPZの設定 ・福島事故を踏まえた、過酷事故を想定した内容
④緊急事態区分と防護措置の判断基準に基づく意思決定手順	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態の区分と区分決定のための施設における判断基準（EAL：緊急時活動レベル）及び環境における計測可能な判断基準（OIL：計測された放射線濃度等のレベルと、それに応じた対策のレベルをあらかじめ設定すること。）に基づき迅速な判断が出来る意思決定手順を導入。

3 (2) ア①地域防災計画で定める主な事項（想定）

区分・項目	内容
個別の対策に関する事項	a.情報の収集・連絡体制等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・国、他の地方公共団体、原子力事業者等との確実な連絡体制の確保。 ・防災拠点間の情報通信ネットワーク強化 ・地震津波等との複合災害においても確実に機能する通信手段の確保
	b.災害応急体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な応援協力体制の拡充強化 ・過酷事故時にOFCで継続的に活動できる施設、資機材、体制等の整備等 ・モニタリングについて、国、関係機関等と連携体制を確立し、広域モニタリングができる計画策定、体制の確保 ・地震津波等との複合災害に備えた体制の整備（職員の緊急連絡・参集、合同対策協議会への派遣、モニタリング手段の確保充実、国等からの受援等）
	c.避難収容活動体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・PAZにおける予防的防護措置計画の策定等 ・UPZにおける避難等の応急対策を迅速に決定、実施するための計画策定と体制確保 ・広域避難に対応した計画策定、避難所や避難誘導、移送体制等の確保 ・警戒区域を設定する場合の計画策定、資機材や人員等の確保 ・避難所、避難方法、屋内退避方法等に関する住民への周知
	d.飲料水、飲食物の摂取制限等 <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制整備 ・農林水産物の採取及び出荷制限に関する体制整備 ・飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保
	e.緊急輸送活動体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の対象区域等における輸送手段の確保 ・PAZなど緊急性の高い区域から迅速円滑に輸送するための広域的な交通管理体制の確保
	f.救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・灾害対応フェーズや対象区域等に応じたスクリーニング計画策定、資機材や人員の確保 ・安定ヨウ素剤の平常時の配備、緊急時の手順や体制の整備 ・初期及び2次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制の構築
	g.住民等への的確な情報伝達体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・灾害対応フェーズや対象区域等に応じた、具体的な住民等への情報提供内容の整理 ・地震津波等との複合災害における情報伝達体制の確保
	h.防災訓練等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・過酷事故や複合災害を想定した訓練の実施

3 (2) ア①地域防災計画で定める主な事項（想定）

区分・項目	内容
個別の対策に関する事項 ②災害応急対策に関する事項	a.情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 <ul style="list-style-type: none"> 警戒事象（中レベル事象）の連絡体制の確立 国等との連携体制による緊急時モニタリングの実施 地震津波等で一般回線が使用できない場合の具体的な対処
	b.活動体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> 初動の緊急避難におけるOFCを中心とした周辺地域での活動体制の確立
	OFCでの原子力災害合同対策協議会への派遣、応援要請・職員派遣要請等（自衛隊の派遣要請含む） <ul style="list-style-type: none"> 緊急避難完了後における政府原子力災害被災者生活支援チームと連携したオフサイト対応の実施
	c.屋内避難、避難収容等の防護活動 <ul style="list-style-type: none"> 警戒事象（中レベル事象）発生時の災害時要援護者の早期避難準備 特定事象（10条事象）発生時のPAZ発動準備、必要に応じ災害時要援護者の早期避難開始 原子力緊急事態宣言（15条事象）後の、PAZ内の予防的防護措置（避難）、放射性物質の拡散状況等を踏まえたUPZ内の緊急時防護措置（避難、屋内避難等） 広域モニタリング結果、放射性物質拡散シミュレーション等のデータに基づく追加的な防護措置（計画的避難等） 災害時要援護者に対する移動中及び避難所におけるケア配慮 広域避難に対応した避難所運営、安否確認、物資供給、住民広報情報提供（避難所の位置、被害状況等） 警戒区域の設定、現地対策本部と連携した運用体制の確立 防犯及び立入り制限、交通規制
	d.緊急輸送活動 <ul style="list-style-type: none"> PAZ等から避難するための交通規制等の措置
	e.救助・救急、医療、消防及び医療活動 <ul style="list-style-type: none"> 国等と連携し、災害対応のフェーズや対象区域等に応じたスクリーニングの実施 指定ヨウ素剤の配布指示時の造りやかな配布・服用の実施、アレルギー等への対処態勢の確保 災害対応フェーズや場所等に応じた情報提供の実施 心のケア（メンタルヘルス）についての配慮
	f.住民等への的確な情報伝達活動

3 (2) ア①地域防災計画で定める主な事項（想定）

区分・項目	内容
個別の対策に関する事項 ③災害復旧対策に関する事項	a.現地対策本部と連携した原子力災害事後対策の実施
	b.原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定
	c.住民補償、農産物補償等の支援、被災企業支援、風評被害対策
	d.除染、放射性廃棄物処理等への対応
	e.被災者の生活支援・健康相談体制等

3 (2) ア②応急対策実施体制の整備

大規模避難を前提とした災害対策本部及び現地災害対策本部体制の整備

【危機管理局】

<主な取組事項>

- テレビ会議システム、資料作成支援システムの導入
- 情報収集及び通信・連絡体制の整備
- 防護資機材等の整備

3 (2) ア③モニタリング体制の強化

○平常時モニタリング〔生活環境部〕

- ・平常時モニタリング計画の策定
- ・空間放射線の常時監視、環境試料（食品、土壤、水道水等）の放射線測定、分析、評価、整理
- ・平常時モニタリングのモニタリングポスト、各種資機材整備、施設整備 等

○緊急時モニタリング〔危機管理局〕

- ・緊急モニタリング計画の策定及び実施の総括
- ・緊急時の住民の放射線量及び環境の汚染状況の把握（空間放射線の測定、環境試料（食品、土壤、水道水等）の放射線測定、分析、評価、整理）
- ・緊急モニタリングの資機材整備
- ・防災関係機関（国、島根県、消防、警察、自衛隊他）との連携体制の構築
- ・災害対策関係職員の動員体制（全庁支援）の構築 等

3 (2) ア④緊急被ばく医療体制の整備

県内の緊急被ばく医療体制を整備し、県民の安全を守る。

【福祉保健部・病院局】

＜主な取組事項＞

- 医療関係者等との被ばく医療体制の構築
- 被ばく医療機関(初期、二次)の指定及び施設・設備・物品の整備
- 被ばく医療機関の医療従事者等への被ばく医療の研修及び訓練の実施
- 安定ヨウ素剤の備蓄(数量、保管場所)、配布方法

3 (2) ア⑤スクリーニング体制の整備

県内のスクリーニングの実施方法の検討

【福祉保健部】

＜主な取組事項＞

- スクリーニング計画策定や動員
- 放射線測定資機材・防護資機材の整備
- スクリーニング要員の移動手段の整備
- スクリーニング要員の研修

3 (2) ア⑥オフサイトセンター体制の整備

＜主な取組事項＞

【危機管理局】

- オフサイトセンターで開催される原子力災害合同対策協議会等への派遣職員の選定
- 原子力災害合同対策協議会等への派遣要員の移動手段の整備
- 通信機材・防護資機材等の整備

※地理的条件も考慮し、各部局の動員を検討

- オフサイトセンターの運営要員の選定
 - ・総括班(事務局)、放射線班、医療班、住民安全班、広報班等への派遣要員の選定
- オフサイトセンターへの派遣要員の移動手段の整備
- 通信機材・防護資機材等の整備

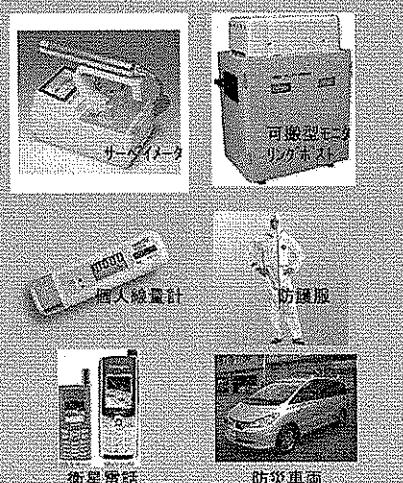
3 (2) ア⑦防災対策資機材の整備等

○原子力防災対策用に活動用資機材、防護資機材を県、市、関係機関に整備(国交付金を活用)

【危機管理局、生活環境部、福祉保健部等】

【整備する資機材例】 ※整備すべき資機材の考え方が今後、国から示される予定

- ・放射線測定器
(サーベイメータ、可搬型モニタリングポスト)
- ・防護服
- ・個人線量計
- ・通信機器(衛星電話等)
- ・車両 など



原子力発電施設等緊急時安全対策交付金等の予算枠の中で、順次整備予定
(国10/10)

3 (2) ア⑧原子力防災訓練

【危機管理局、生活環境部、福祉保健部等】

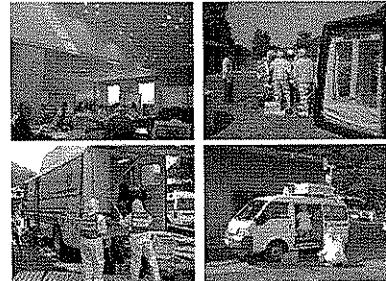
過酷事故や複合災害を想定した訓練等を計画的に実施(国交付金の活用可)
〔H23年度の取組み〕

(1) 目的

- 鳥取県、米子市、境港市が改正原災法等に基づく関係周辺都道府県・市町村になることを見込んで、オフサイトセンターの正式な構成員等としての対応ができるよう能力向上を図る。
- 中国電力、島根県、国、関係市町村と連携し、原子力緊急時における対応力向上と関係機関相互の協力体制の強化を図る。
- 住民等の参加により避難対応力と原子力防災に対する理解の向上を図る。

(2) 想定される訓練内容

- オフサイトセンター活動訓練
- 初動対応訓練
- 緊急時モニタリング訓練
- 住民の避難訓練(※30km圏内の広域避難)
- 学校等の避難措置訓練
- 災害時要援護者の訓練
- 緊急被ばく医療活動訓練



(3) 平成23年度原子力防災訓練(島根原子力発電所)

- 実施日時 平成24年2月16日(木)
- 参加機関 国、自衛隊、海上保安部、鳥取県、島根県警察本部、米子市、境港市、西部広域行政管理組合、島根県、松江市、境港市、出雲市、雲南市、中国電力(株)等
- 訓練内容(案)
 - ・ オフサイトセンター参集訓練
 - ・ 初動対応訓練
安全協定第11条に伴う現地確認、通信訓練、対策本部会議運営訓練
 - ・ 緊急時モニタリング訓練
島根県モニタリングセンターとの連携訓練

3 (2) ア⑨SPEEDIネットワークシステムの活用

【危機管理局】

周辺住民の避難等に活用するため、SPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測)ネットワークシステムの予測を活用する。

⇒人形峰用のSPEEDIを改修し、島根原発用にも活用できるよう整備(国交付金を活用)

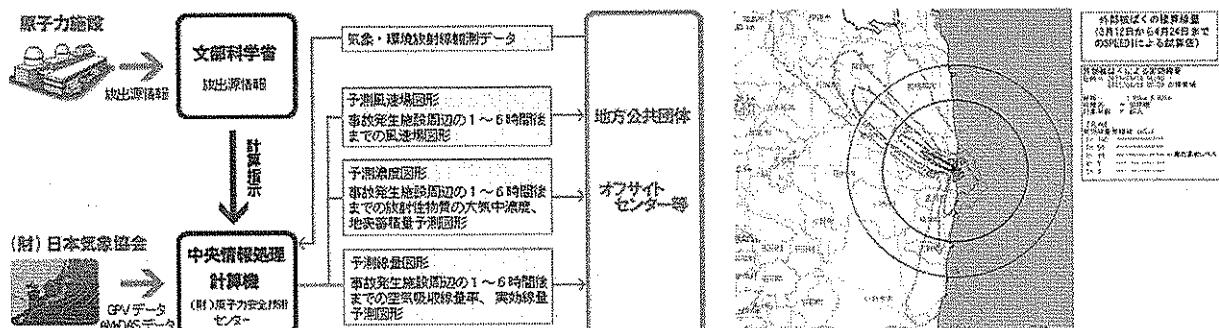
※国において、今年度内にSPEEDIネットワークシステムの拡充運用がなされ、要望に応じ、本県にも島根原発に係る計算予測図の提供がなされる。(メール送信)

※平成24年1月中(運用開始)に新規隣接県等の計算要望を受けて、文部科学省が計算を行い、結果を要望県、立地県にメールで情報提供することとなった。

※人形峰環境技術センター用のSPEEDIシステム(県庁に設置)を平成24年度に機能拡充

【SPEEDIの運用】

原子力施設において、放射性物質の異常な放出がある場合、文部科学省は原子力施設から通報される放出源情報を基に、SPEEDIネットワークシステムによる計算を(財)原子力安全技術センターに指示。計算開始後約十数分で予測線量図形、予測濃度図形、予測風速場図形が作成される。



3 (2) ア⑩警察・教育委員会等の活動

【警察本部】

- 避難等防災広報に関すること
- 交通規制
- 避難住民の誘導・指示
- 要避難地域・避難施設等の治安維持
- 被災者の支援と情報収集 等

【教育委員会・企画部】

- 公立・私立学校への情報伝達体制の整備
(情報連絡手段の確保・連絡体制の整備)
- 公立・私立学校避難計画の策定
- 避難訓練の実施
- 避難先での応急教育の実施
- 被災した児童生徒の救護
- 防災教育 等

3 (2) ア⑪避難計画の策定

○既に避難計画策定の府内プロジェクトチームを設立し策定作業中

○避難計画策定上の主要課題

- (1) 災害時要援護者(在宅介護者、施設入所者、入院者)の避難計画の策定
- (2) 米子市、境港市の避難計画の策定、市地域防災計画の策定
- (3) 島根県の避難計画との整合
- (4) 30~50km圏内の住民避難計画の策定
(西部町村会の避難計画策定への積極的支援)

○避難実施の際の主な業務1

○広報・広聴

- ・災害・避難に関する広報、広聴
- ・報道機関に対する放送要請、連絡調整 等

○災害対策本部の運営

○職員の動員

- ・職員の動員計画の策定(動員を要する業務の把握・動員必要人数・動員割当て等)、動員、派遣要請、受入れ 等

○バス、JR等による避難住民搬送手段の確保

- ・バス・鉄道による搬送計画の策定(借り上げ可能数の把握、配車計画等)
- ・バス・鉄道会社との交渉、手配 等

○ボランティアの活用

- ・活動内容とそのマッチングの検討

○安否情報の収集、問い合わせ

○避難所の検討

- ・避難所の設置、運営方法などの検討

○避難実施の際の主な業務2

○観光客(外国人含む。)の避難

- ・観光客への広報手段の検討
- ・観光客の避難方法の検討 等

○災害時要援護者(外国人除く。)避難計画

- ・避難所の確保・運営(県内・県外)、搬送手段の検討
- ・避難所での健康管理
- ・福祉避難所の確保・運営(県内・県外)、搬送手段の検討 等

○災害時要援護者(外国人)避難計画

- ・外国人の把握(特に日本語を理解しない外国人)
- ・広報手段の検討、通訳の確保
- ・日本赤十字社との調整 等

○被ばく医療・スクリーニング

○避難実施の際の主な業務3

○食糧、生活物資の確保、供給

- ・食糧、生活物資の把握、確保、配布計画 等

○道路状況の把握、確保

- ・避難経路となる道路状況の把握、応急修理 等

○公立学校・私立学校の児童・生徒の避難

- ・避難先の確保・移動手段の確保、保護者への連絡 等

○物資輸送手段の確保

- ・トラック等の借り上げ可能数の把握、配車計画
- ・バス・鉄道会社との交渉、手配 等

○防犯、生活安全の確保

- ・避難所での防犯、生活安全の確保
- ・避難元の地域での防犯対策

※ その他の事項については、現在策定中の避難計画草案参照

3 (2) ア⑫ 原子力事業者防災業務計画の協議

【危機管理局】

○原災法に基づく原子力事業者防災業務計画の協議と関係周辺市町村への意見聴取（原災法第7条）

- ・原子力事業者は、原子力災害予防対策、緊急事態応急・事故対策等についての原子力事業者防災業務計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じ修正。
- ・原子力事業者は、防災業務計画を作成・修正しようとするときは、あらかじめ、所在都道府県知事・所在市町村長及び関係周辺都道府県知事に協議しなければならない。
この場合、関係周辺都道府県は、関係周辺市町村長の意見を聞くものとする。

⇒中国電力から鳥取県への「事業者防災業務計画」に係る協議と、県から米子市及び境港市への意見聴取。

⇒ 専門的知見の必要な事案等について関係部局の協力を依頼したい

3 (2) ア⑬ 立入検査

【危機管理局、総合事務所等】

○立入検査（原災法第32条）

関係周辺都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、原子力事業所に立ち入り、施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問することができる。

- ・原災法改定により島根原子力発電所の立入検査の権限
- ・立入検査で調査項目は島根原子力発電所の防災業務計画に関するに限られる
- ・法律に基づく立入検査に係る体制については事前に検討する。
- ・立入検査に必要な各種資機材・移動手段の整備（国交付金を活用）

⇒ 専門的知見の必要な事案等について関係部局の協力を依頼したい

3 (2) イ 原災法改正に伴い新たに追加される内容

①原子力緊急事態解除後の災害対策本部の継続 (原災法第22条)

原子力緊急事態宣言により設置される災害対策本部のうち、原子力緊急事態解除宣言があった後も、事後対策を実施すべき地域の知事又は市町村長が設置した災害対策本部は引き続き設置することができる。

②緊急事態解除後の原子力災害事後対策の整備 (原災法第22条、27条)

事後対策においても引き続き整備されるべき緊急事態応急対策

- ・食糧、医薬品その他の物資の確保
- ・居住者等の被ばく放射線量の測定
- ・放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施等

3 (2) ウ 安全協定締結による内容

【危機管理局、総合事務所等】

○現地確認（安全協定第11条）

鳥取県、米子市、境港市は、発電所周辺の安全を確保するため必要と認める場合は、発電所に対して報告を求め、鳥取県、米子市、境港市の職員を発電所に現地確認させることができるものとする。

- ・安全協定に基づく現地確認は、特別事象（原災法10条）に該当する事象が発生又は発生する恐れのあるトラブル発生時に現地確認を実施
- ・現地確認の体制
　現地に危機管理局、西部総合事務所、米子市、境港市の職員を派遣し、島根県との協力、OFCの対策会議等の情報を収集し、鳥取県の方針を決定
- ・現地確認に必要な各種資機材・移動手段の整備（国交付金を活用）

⇒ 専門的知見の必要な事案等について関係部局の協力を依頼したい

3 (3) 新たな課題

新たな対応が必要となる事項（主な関係部局）

- (1) 広域避難所運営（総務部、福祉保健部、生活環境部、農林水産部、教育委員会）
　現行制度では想定されていない広域避難における避難所の運営の検討
- (2) 安否情報の収集と提供（企画部、文化観光局）
　現行制度では想定されていない広域避難における住民や外国人、観光客等の安否情報の収集と提供の検討
- (3) 放射能汚染地域の除染の検討（生活環境部、農林水産部、国土整備部、教育委員会）
- (4) 補償相談対応（総務部、未来づくり推進局、商工労働部、農林水産部）
　住民補償、農産物補償等の支援体制の検討

3 (4) 市町村の対応等

○地域防災計画(原子力災害対策編)の改定等

【義務づけられる対象市町村】現時点不明

⇒【想定】 UPZ30km圏内の米子市、境港市

※30km圏外の放射能プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域(PPA)や、避難住民を受け入れる地域の市町村地域防災計画の取り扱いは国で検討中。ただし任意計画策定は可能。

【改定時期】

4月の「防災基本計画」及び「防災指針」の改定後、半年以内 (半年程度の経過措置期間が設定される見込み)

【県としての対応方針】

内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室による地域防災計画策定に向けたガイドライン説明会を、2月中旬までに県内で実施する。

○救急・救助活動(西部消防局による救急・救助体制と資機材整備)

○(再掲)原子力防災訓練の実施

2月16日に島根県等と合同訓練を実施する。

3 (5) プロジェクトチーム設置

1.目的

島根原子力発電所に関する防災対策の実施に関する企画

2.チーム長 知事

3.副チーム長 副知事

4.事務局長 危機管理局長

5.事務局 危機管理局(危機対策・情報課)

6.構成メンバー

未来づくり推進局長、行財政改革局長、地域づくり支援局長、文化観光局長、福祉保健部長、健康医療局長、生活環境部長、衛生環境研究所長、経済通商総室長、農林水産部次長(技術)、県土整備部次長(技術)、各総合事務所長、会計指導課長、経営企画課長、病院局総務課長、教育次長、警察本部警備第二課長

7.ワーキンググループの設置

全体又は個別課題毎に課長級等で構成するワーキンググループを設置

8.設置期間

防災対策の実施体制構築までの間(2~3年度)

4 その他

〔原子力安全規制関係〕

○国において現在検討されている主な内容は、次のとおり

1 原子炉規制法(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正)

→原子炉は原則40年で廃炉。一定期間の運転延長承認制度を導入。

2 原子炉の高経年化対策(安全性)